

巻末資料 5 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱（案）

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業として、第4条に規定する各種事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における「処分場等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項並びに第15条第1項に定める一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場、又は不法投棄地のうち同法第15条の17の指定区域に指定された場所及びそれに類する場所をいう。

（交付の対象）

第4条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、第2条の目的を達成する以下の事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

一 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

処分場等に以下の先進的な技術を導入する者に対して費用の一部を補助する事業

ア 災害時に撤去できる可動式架台・支持装置及びその基礎

イ 防雨機能としても活用できる屋根式架台・支持装置及びその基礎

ウ 不均一な地盤沈下の可能性のある処分場等にも設置可能な架台・支持装置及びその基礎

エ 腐食性ガスにも耐えられる架台・支持装置及びその基礎

オ 最終処分場の維持管理のための電力への供給システム

カ 処分場等及び太陽光発電設備の地盤沈下量等を計測するモニタリング機器類

2 前項第1号の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。前項第1号のうち一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場への太陽光発電導入事業にあっては、最終処分場の管理者と連携して事業を行う法人、前項第1号のうち不法投棄地への太陽光発電導入事業にあっては、地方公共団体と連携して事業を行う法人に限る。

一 民間企業

二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

三 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

四 法律により直接設立された法人

五 その他大臣が適当と認める者

3 他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

4 事業の実施に関して必要な細目は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、第2項に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に

当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

2 前条第1項第1号の事業

ア 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 別表第1第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、事業の補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

ウ イにより選定された額と、アにより算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第6条 第4条第1項第1号に掲げる事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

（補助事業の決定）

第7条 大臣は、前条の規定により提出があった交付申請書を審査し、当該年度の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を決定するものとする。

（交付決定の通知）

第8条 大臣は、前条の規定により補助事業を決定したときは、速やかに交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を事業実施者に送付するものとする。その際は当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 事業実施者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣に申し出なければならない。

（契約等）

第10条 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

（変更申請の承認）

第11条 事業実施者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を大臣に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第12条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
 - 二 別表第1の第2欄に定める対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。
- 2 大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第13条 事業実施者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第14条 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

（状況報告）

第15条 事業実施者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第7による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更）

第16条 事業実施者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

（実績報告書）

第17条 事業実施者は、補助事業を完了したとき（第13条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 事業実施者は、第5条ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第18条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により事業実施者に通知するものとする。

- 2 大臣は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第19条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 10 による請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 20 条 大臣は、第 13 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 事業実施者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 事業実施者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 21 条 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業実施者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 大臣は、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 22 条 取得財産等のうち、適化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 事業実施者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式 1 による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式 2 を大臣等に報告し、受理されたものについては、大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第 23 条 事業実施者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。

- 2 事業実施者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後 5 年間保管しておかなければ

ならない。

- 3 大臣は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

第 24 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 12 により速やかに大臣に報告しなければならない。なお、大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の納付については、第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第 25 条 補助事業により整備された施設、機械器具及び車輛には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第 26 条 大臣は、第 6 条又は第 11 条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として 2 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(知的財産権の譲渡)

第 27 条 事業実施者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受け取る権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

第 28 条 事業実施者は、事業実施者又は前条に規定する知的財産権を受け取る権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して 10 日以内に、その旨を大臣に届け出なければならない。

(収益納付)

第 29 条 大臣は、事業実施者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	①災害時に撤去できる可動式架台・支持装置及びその基礎の購入及び同取付費 ②防雨機能としても活用できる屋根式架台・支持装置及びその基礎の購入及び同取付費 ③不均一な地盤沈下の可能性のある処分場等にも設置可能な架台・支持装置及びその基礎の購入及び同取付費 ④腐食性ガスにも耐えられる架台・支持装置及びその基礎の購入及び同取付費 ⑤最終処分場の維持管理のための電力への供給システムの購入及び同取付費 ⑥処分場等及び太陽光発電設備の地盤沈下量等を計測するモニタリング機器類の購入及び同取付費 ⑦諸費用とする。	大臣が必要と認めた額

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)、類似事業の実績等の単価を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して、事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」、類似事業の実績等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))。</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費そ</p>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容		
事務費	事務費	一般管理費	<p>の他に要する費用をいい、類似の事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>		
			号	区分	率
			1	5,000万円以下の金額に対して	3.5%
			2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	3.0%
			3	1億円を超え3億円以下の金額に対して	2.5%
			4	3億円を超え5億円以下の金額に対して	2.0%
			5	5億円を超え10億円以下の金額に対して	1.0%
6	10億円を超える金額に対して	0.5%			

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、用途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注す

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
		使用料 及賃借 料		<p>る場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。</p> <p>この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。</p>
		消耗品 費 備品購 入費		<p>この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。</p>

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業） 交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1のとおり
- 3 補助金交付申請額 金 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 金 円）
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の配分額
別紙2のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定日 ～ 年 月 日
- 6 その他参考資料

- 注1 この申請書には、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄付行為を添付すること。
- 2 その他参考資料については、事業ごとに必要となる参考資料、仕様書、見積書及び各種計算書等を添付すること。

別紙 1

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業（民間団体）整備計画書

事業の名称		
事業実施の 代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX/E-mail 役 職	
事業実施の 主たる実施場所	名 称 所 在 地	
事業の概要		
事業の目的		
事業の方法、 内容		

実施時期	
事業の効果 二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、他事業等への波及効果、地盤沈下等の不具合の影響（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）、その他環境への影響、地域活性化効果、その他	（記載上の注意） 1. 二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜初版＞（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間のCO ₂ 削減量を記載すること。 2. ガイドブックによるCO ₂ 削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。 ①エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「事業による直接導入量」に基づくCO ₂ 削減量を算定すること（「事業による波及導入量」に基づくCO ₂ 削減量の算定は不要。）。 ②エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。

（注）本整備計画書の参考資料として、以下のものを添付すること。

- ①設備のシステム図、配置図
- ②処分場等の管理者、管理状況
- ③事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果*、石油代替効果、他事業等への波及効果、地盤沈下等の不具合の影響（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）、その他環境への影響、地域活性化効果等）の根拠資料
- ④事業収支計画及び資金調達計画が分かる資料
- ⑤会社概要
- ⑥本事業の実施体制
- ⑦登記事項証明書
- ⑧最近2営業期間の事業実績、決算書（実績がない場合は、将来の事業経営を説明した資料）
- ⑨事業実施者の印鑑証明書及び代表者の住民票の写し
- ⑩事業実施予定地の位置図／国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）
- ⑪処分場等の管理者であることを証明する文書、管理者との連携に関する合意文書、地方公共団体との連携に関する合意文書のいずれか
- ⑫代表事業者届出書（共同事業体による共同申請の場合のみ）
- ⑬同種事業の実績
- ⑭太陽光発電事業の詳細な実施計画
- ⑮モニタリング計画書（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）

※注 二酸化炭素排出抑制効果の根拠資料については、年間のCO₂削減量を算定したエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）を添付すること。また、このエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」の「記入欄」に記入した具体的なデータの根拠、引用元の資料を添付すること。

別紙2

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業（民間団体）に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)×1/2
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合計		

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

固定価格買取制度に基づく売電収益の見込み

売電開始時期	想定される事業期間	売電収益見込み(事業期間中の総額)

事業性の評価

総事業費、固定価格買取制度に基づく売電収益等の収入計画を踏まえ、事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。

(注) ①費目は可能な限り細分化して金額を記載すること。

②事業が複数年度にわたる場合は、年度別の補助対象経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。

③補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の総事業費及び年度別の経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。

④継続事業として申請する場合、前年度までの完了分の金額については実績額を用いること。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業） 交付決定通知書

事業実施者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次の通りである。
事業に要する経費 金 円 交付決定額 金 円
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、適化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱（平成 年 月 日環廃対発第 号・環廃産発第 号）に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

環境大臣 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
- 2 国庫補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。

注1 2の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

- 2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

環境大臣 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

第 年 月 日 号

環境大臣 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の期間
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。

環境大臣 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第14条の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

環境大臣 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業) 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第15条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称： 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

経費の区分	計画額 (円)	実施額 (円)	遂行状況

環境大臣 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）交付要綱第17条（民間団体）第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日 番号 ）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 添付資料
（1）完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
（2）写真（工程等が分かるもの）
（3）その他参考資料（領収書等含む。）

事業の名称	
事業実施の代表者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所在地 TEL/FAX/E-mail 役 職
事業実施の主たる実施場所	名 称 所在地
事業の方法、内容	(記載上の注意) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）交付申請書の別紙1「事業の方法、内容」の記載内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記載し、変更がある場合は、変更の内容を記載すること。
事業の効果 二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、他事業等への波及効果、地盤沈下量等の不具合の影響（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）、その他環境への影響、地域活性化効果、その他	(記載上の注意) 1. 事業の完了時における「事業の効果」を、同時点のデータ及び実施した事業の内容を踏まえ記載すること。 2. 記載に当たっては、交付申請書の別紙1「事業の効果」の「(記載上の注意)」(以下参照)に従うこと。 (記載上の注意) 1. 二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>(平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO2削減量を記載すること。 2. ガイドブックによるCO2削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。 ①エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による直接導入量」に基づくCO2削減量を算定すること(「事業による波及導入量」に基づくCO2削減量の算定は不要。) ②エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。

注 以下のものを添付すること。

- ①事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、他事業等への波及効果、地盤沈下等の不具合の影響（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）、その他環境への影響、地域活性化効果等）の根拠資料*
- ②①を除き、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類
 - * 二酸化炭素排出抑制効果の根拠資料については、年間のCO2削減量を算定したエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）を添付すること。また、このエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」の「記入欄」に記入した具体的なデータの根拠、引用元の資料を添付すること。

別紙2

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業 経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金 その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)×1/2	(9) 補助金 交付決定額	(10) 過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金額	積算内訳				
合計						
購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）						
名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期	
固定価格買取制度に基づく売電収益						
売電開始時期	想定される事業期間	売電収益の実績・見込み（事業期間中の総額）				
事業性の評価						
総事業費、固定価格買取制度に基づく売電収益等の収入実績・計画を踏まえ、事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。						

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業） 交付額確定通知書

事業実施者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）については、平成 年 月 日の事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第18条第1項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

記

補助事業の名称	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
確定額	金 円

環境大臣 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 （廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）概算（精算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（交付額確定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）の概算払（精算払）を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第19条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額の内訳

（概算払の場合）

（単位：千円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領決済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：千円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領決済額 ②	差引請求額 ①－②

- 4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

様式第11（第21条関係）

取得財産等管理台帳（平成 年度）

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱第22条第1項に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

環境大臣 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）につい
て、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促
進事業）（民間団体）交付要綱第24条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業
- 2 補助金額（要綱第18条第1項による額の確定額）
円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額
円

注 別紙として積算の内容を添付すること。